

平成20年度防災対策の重点

1. 大規模災害の被害軽減への戦略的取組

- (1) 首都直下地震を始めとする大規模地震への不断の備え
- (2) 大規模水害対策の推進

いづれどこでも起こりうる大規模地震による被害を最小限に食い止めるため、地震防災戦略の進捗状況を正確に把握するとともに、減災目標の確実な達成に向け各種対策を強化する。このうち、国の中枢機能の継続性を確保するため特に対策が必要な首都直下地震については、中央省庁、企業等の業務継続計画の策定促進や避難者・帰宅困難者対策の具体化等に取り組む。また、多くの人々が利用する大規模・高層建築物について、大規模地震に備えた消防防災体制の強化を図る。さらに、近年の豪雨災害が頻発する状況等を踏まえ、大規模水害対策について、治水・海岸保全施設を着実に整備するとともに、被害想定策定や具体的な被害軽減策の検討を進める。

2. 国民運動の展開等による社会防災力の向上

- (1) 日頃からの国民の防災意識の向上
- (2) 地域、企業等多様な主体の連携による防災への取組の促進
- (3) 災害時要援護者への支援

災害被害を軽減する国民運動のさらなる展開等を通じた正確な防災知識の普及や防災教育の推進、ハザードマップの作成周知等情報提供の充実などにより、一人ひとりの防災意識を高め、日頃からの具体的な備えの実践を促す。また、企業、防災ボランティアを始めとする多様な主体の連携による防災への取組の促進、消防団、水防団の充実等の地域に根ざした防災活動の強化、高齢者等災害時要援護者への支援に向けた取組の促進等により、社会全体における防災力向上を図る。

3. 迅速・的確な防災情報の提供

- (1) 防災情報伝達体制の充実
- (2) 情報システム等防災科学技術の高度化

本格的運用が始まる緊急地震速報については、有効に利活用する仕組みづくりや周知広報の徹底等の取組を政府一体となって進め、地震被害のさらなる軽減につなげる。また、地震・津波、火山、台風、高潮、集中豪雨等に加え、被害が相次ぐ竜巻等の突風について、観測・予測体制を強化するとともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備推進等により、住民の迅速な避難等に資する円滑な情報伝達体制の充実を図る。さらに、日々高度化する科学技術について、防災分野における調査研究や技術開発に応用して、一層の災害被害の軽減を目指す。

防災・減災社会の実現に向けて、日頃からの防災への取組を一層促すとともに、災害特性を踏まえた各種対策を具体的・戦略的に推進する観点から、平成20年度は、以下に掲げる8項目を基軸として、防災対策を実施する。

4. 建築物の耐震化の促進

- (1) 住宅等の耐震化
- (2) 災害時の防災拠点となる公共施設等の耐震化

住宅等建築物の耐震化は、国民の生命、財産を守り、地震被害の軽減に直結するものであるため、引き続き緊急的な課題として、耐震診断・耐震改修を強力に進める。その際、耐震改修に係る助成、税制度等各種支援制度の積極的活用を促進する。また、特に、学校、病院、庁舎等災害時の防災拠点の耐震化については、具体的な目標の達成に向けて、早急に整備を進める。

5. 災害に強い社会基盤づくりの推進

地震・津波、風水害、土砂災害等様々な災害が頻発する我が国において、災害に強い社会基盤づくりを推進する。このため、災害時防災拠点施設や道路・空港・港湾等交通インフラ、電気・ガス・上下水道・通信等ライフライン、治山・治水施設等の防災関連施設について、緊急度の高いものから重点的・効果的な整備運用を図る。併せて、防災上危険な密集市街地について、早急な整備改善を進める。

6. 災害応急対応力の増強

災害時に迅速かつ適切な救助活動、被災者の支援等が実施できるよう、警察広域緊急援助隊や緊急消防援助隊の充実と機動力の強化を進めるとともに、ヘリコプター等資機材の開発・整備や関係機関の連携によるオペレーション体制の強化を進める。また、人材育成や実践的訓練の実施等を通じて、災害発生時の対応能力の向上を図る。

7. 被災地の復旧・復興支援

被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興に向けて、被災地の抱える課題を的確に把握した上で、国としてできる限りの支援を行う。また、被災者生活再建支援制度について、施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるとともに、制度を積極的に活用し、被災者の生活の再建、居住の安定を推進する。

8. 国際防災協力の推進

ODA防災協力イニシアティブやアジア防災センターを通じたアジア地域防災力の向上等、防災先進国としての我が国の知識と経験を活用した技術移転や人的交流等を、予防、応急対策、復旧・復興の各段階において積極的に推進する。